

金沢市地区公民館 新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

令和2年5月25日策定
金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期すため、金沢市地区公民館は下記のマニュアルをもとに、対策を行うこととします。

※ 公益社団法人全国公民館連合会が令和2年5月14日策定した「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等をもとに作成しており、今後適宜内容を見直すこととします。

【公民館管理者の遵守事項】

(1) 来館者等の安全確保

- ・来館者に対して、館内掲示などにより次の遵守事項の周知を図る。
 - ①来館前の検温と体調の管理
 - ②咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - ③3つの密（密閉・密集・密接）の回避
 - ④身体的距離の確保
 - ⑤換気の徹底
 - ⑥利用人数及び利用時間を最小限にする
 - ⑦利用後の速やかな退館
 - ⑧飲食の制限（原則、水分補給以外の飲食を行わない）
- ・フリーの来館者には受付を行い、氏名、緊急連絡先を把握する。なお求めがあった場合は、保健所等の公的機関へ提供され得ることの承諾をとる。

(2) 職員等の安全確保

- ・管理者は、職員等に対して出勤時の検温や健康記録を促し、特に発熱・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状がある場合は、その者の来館を制限し、代替の者を出勤させる。
- ・職員等にマスクの着用、定期的な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなどローテーションを工夫する。
- ・保健所等公的機関からの求めがあった場合は、速やかに来館者名簿を提出できる体制を確立する。
- ・委託事業者や入居団体に対して、感染予防対策の徹底を依頼する。

(3) 施設の管理

ア) 館内共通

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・高頻度接触部位（机、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）や貸出物品について定期的に消毒を行う。
- ・アルコール消毒液等衛生用品を館内に配置する。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。

イ) 出入口、受付等

- ・出入口に来館者向けの消毒液、非接触型体温計を設置する。
- ・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテン等により職員と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・エレベーターの利用者を定員の半分以下とする。

ウ) 会議室、研修室等

- ・机、椅子等の撤去や利用人数の制限などにより、身体的距離を確保する。
- ・机、テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

エ) 調理室

- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- ・調理台の利用人数は定員の半分以下とする。
- ・試食時の対面や距離に配慮する。
- ・調理器具や食器の使い回しをしない。

オ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・利用者には原則、個人用タオルの持参を求め、必要に応じて、ペーパータオルを準備する。
ハンドドライヤーは使用しない。
- ・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

【公民館におけるイベント、講座、教室、会議等主催者の遵守事項】

（公民館主催事業及び貸館事業共通）

（１）参加者等の安全確保のために主催者が行うこと

- ・参加人数が、下記の要件を満たすことができないイベント等は実施しない。
 - ①屋内において100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数
 - ②屋外において200人以下、かつ人と人の距離（できるだけ2m）を十分に確保する
- ・参加者、スタッフに対する検温等により体調確認を行い、以下に該当する者の参加を自主的に見合わせる。
 - ①37.5度以上（または平熱比1度超過）の発熱があった場合
※検温は、来館前に自宅で行うか、または公民館備え付けの非接触型体温計で行う。
 - ②息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
 - ④同居家族や身近に感染が疑われる方がいる場合
 - ⑤過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・参加者等に対して、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・参加者に対し、利用後の速やかな退館を促す。
- ・参加者に対し、飲食を伴う行為（水分補給は除く）は制限する。
- ・スタッフは、イベント等の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・参加者等の氏名、緊急連絡先を記載した名簿を作成する。また、参加者の感染が判明した場合、地域の生活圏内において感染拡大の可能性が発表された場合は、名簿が保健所等の公的機関に提供され得ることを、参加者に了解をとっておく。
- ・名簿は利用団体代表者が、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、保管（少なくとも1カ月以上）する。

（２）施設の使用

- ・開催日当日はこまめな換気を行う。（最低1時間に10分）
- ・座席は最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて配置する。
また、受付やトイレ等において行列が生じる場合、間隔を空けた整列を促す。
- ・終了後、貸出物品や複数の人の手がふれる箇所（ドアノブ、手すり等）の消毒を行う。
- ・施設利用者は、当面の間、退館時に別紙「公民館利用報告書」を公民館に提出する。
- ・施設利用者は、新型コロナウイルスの感染が判明または疑われる場合は、公民館に速やかに連絡すること。

- ・ 公民館の活動において、3つの密（密閉、密集、密接）を回避するため、当面、地区公民館では、集団感染リスクが高い下記の活動は自粛することとする。
（再開は感染状況等を勘案し、今後調整します。）

公民館において自粛する活動

○大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声が伴う運動等、飛沫感染のリスクのある活動

（活動例）

- ・ 管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を使用する活動
- ・ 合唱、カラオケ
- ・ 詩吟、民謡、謡曲
- ・ 踊り、ダンス
- ・ 体操、運動（健康づくりでの軽い運動は除く。）
- ・ その他、大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

○密接する活動

（活動例）

- ・ 囲碁、将棋、麻雀
- ・ その他、密接する室内運動や行為

○会食を伴う活動（調理室での試食は除く）

○不特定多数が集まる活動